

# さかの稼げる水田農業推進事業実施要領

制定 令和5年3月31日 園農第2811号

改正 令和6年4月 1日 園農第134号

## 第1 趣旨

集落営農組織から移行した、若しくは農業集落を基盤とした農地所有適格法人や機械利用組合などの担い手（以下「担い手等」という）に対し、革新技術の導入及び環境保全型農業の推進、並びに中山間地域等における効率的な生産体制を推進するとともに、消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりを一層進めることにより、本県水田農業の担い手等及び産地の競争力の強化を図る必要がある。

このため、本事業において、本県水田農業の担い手等及び産地の競争力の強化に必要な機械・施設の整備等を推進するものとする。

## 第2 事業種目及び内容等

本事業の事業種目、事業内容及び事業実施主体及び採択要件は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とする。

ただし、水田農業の情勢の変化を見ながら、必要に応じ見直しや新たな対策の検討を行う。

## 第4 事業の実施の手続き

1 事業実施主体は、事業実施計画書（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙A-1、売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙A-2）を作成し、関係市町長に事業実施計画の承認を申請するものとする（様式第1号）。

ただし、別表1の事業種目の2に記載された事業であり、かつ、複数の市町を活動範囲とする団体の場合は、知事に直接、事業実施計画の承認を申請できるものとする。

2 市町長は、1の事業実施計画の承認申請があった場合には、申請された事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画承認申請書（様式第2号）及び事業実施計画総括表を作成し、事業実施計画書及び誓約書（別紙F）と併せて知事に提出するものとする。

3 知事は、市町長又は1のただし書きにより知事に直接承認申請を行う団体から承認申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときはその承認を行うものとする。

4 市町長は、事業実施主体から申請された事業実施計画の内容を審査し、適当

と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。

5 事業実施主体及び市町長は、次に該当する場合は、前各号に準じて事業の実施計画の変更の手続きを行うものとする。

- (1) 事業の追加、中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体毎の補助金の増を伴う事業内容の追加
- (4) 事業実施主体毎の事業費の30%を超える減

## 第5 補助対象機械・施設の導入基準

本事業の補助対象となる機械・施設の導入基準は、別記1に掲げるとおりとする。

## 第6 事業の着工

事業の着工（機械・施設の見積り、発注を含む。）は、原則として、補助金の交付決定に基づき交付決定後に行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ、第4の4による事業実施計画の承認がなされている場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、その理由を市町長に届け出るものとし、市町長は、この届出があった場合は、補助金交付決定前着工届（様式第3号）を知事へ届け出るものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失は、自らで負担することを承知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、補助金の交付決定後又は補助金交付決定前着工届の届け出後、原則3者以上の見積合わせ又は入札を行った場合は、速やかにその結果を様式第4号により市町長を通じ知事へ報告すること。

ただし、第4の1のただし書きにより知事へ直接承認申請を行った団体については、市町を経由せず、知事へ報告するものとする。

## 第7 県の助成

県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

ただし、「さがの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。

## 第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎

年度、事業実施状況報告書（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙E-1、売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙E-2）を作成し、4月末日までに市町長へ報告するものとする。

ただし、第4の1のただし書きにより知事へ直接承認申請を行った団体については、4月末日までに知事へ報告するものとする。

なお、報告を要する全ての項目について、目標を達成していると市町長又は知事が判断した場合、目標を達成した年度の報告をもって、実施状況報告を終えることができるものとする。

- 2 市町長又は知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、実施計画に定められた目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市町長は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、取りまとめ、様式第5号により、毎年度5月末日までに知事へ報告するものとする。

## 第9 書類の経由

市町が、この要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由するものとし、その提出部数は1部とする。

ただし、第4の1のただし書きにより知事へ直接承認申請を行う団体については、農林事務所地域農業振興センターを経由せず、その提出部数は1部とする。

## 第10 管理運営

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に従って事業で整備した機械・施設には、事業実施年度、事業名及び処分制限期間を表示するものとし、適正な管理運営を行うものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体に対し、事業の適正な執行と事業で整備した機械・施設の適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、機械・施設の利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
- 3 市町は、事業実施計画に従って事業で整備した機械・施設の処分制限期間内については、必要に応じて、現地調査を実施するものとする。

## 第11 個人情報の取扱い

この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

## 第12 稲わら及び麦わらの有効活用計画の実践

事業の採択に当たっては、過年度、本事業を実施した事業実施主体において、別表1の採択要件の2に規定する「稲わら及び麦わらの有効活用計画」が、実践されている市町から優先的に行うものとする。

## 第13 その他

本事業の実施については、この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年度から適用する。

### 附 則

この要領は、令和6年度から適用する。

別表 1

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
<p>1 低コスト・高品質化条件整備事業</p>	<p>1 超省力・低コスト化タイプ この事業は、大幅な省力化や低コスト化が可能な革新技術の導入等に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。 (1) 水稻直播用機械 (2) レーザーレベラー (3) 大豆コンバイン (4) 大豆不耕起播種機 (5) トラクターカルチ (6) 自動操舵システム (7) トラクター (8) 田植機 (9) 自脱型コンバイン (10) 農業用機械倉庫 (11) その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認められた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）I に規定する制度をいう。以下同じ。）に取り組む次に掲げる組織等とする。 (1) 集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱 IV の第 1 の 1 の (1) の①のイに定める交付対象者である「集落営農」とする。以下同じ。）から移行した、若しくは農業集落を基盤とした農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下「集落営農法人」という。） (2) 集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施する計画であること又は既に実施していることとし、事業内容 1 の (1) 水稻直播用機械、(2) レーザー</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 別記 2 の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。 2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらを焼却せず有効に活用する計画（以下「稲わら及び麦わらの有効活用計画」という。）を策定していること。 3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。 4 事業内容 (7)、(8)、(9) を整備する場合は取り組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画であること。</p>

		<p>レベラー、(3)大豆コンバイン、(4)大豆不耕起播種機、(5)トラクターカルチ、(6)自動操舵システム、(10)農業用機械倉庫を整備する場合に限る。</p> <p>(3) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、(4)大豆不耕起播種機及び(5)トラクターカルチ（ただし、大豆不耕起播種機が整備されている場合に限る）を整備する場合に限る。</p> <p>(4) 集落営農法人を基本に、集落営農法人、認定農業者又はその両方を加えて組織する団体（以下、「集落営農法人を基本とする団体」という。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、(2)レーザーレベラー、(3)大豆コンバイン及び(4)大豆不耕起播種機を整備する場合に限る。</p> <p>(5) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	
--	--	--	--

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>2 環境保全タイプ この事業は、環境に配慮し、米・麦・大豆の高品質・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1)乗用管理機 (2)排水対策用機械 (3)土づくり用機械 (4)稲わら等収集機 (5)逆転ロータリー (6)その他高品質・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1)集落営農法人 (2)集落営農組織 ただし、事業内容2の(3)土づくり用機械、(4)稲わら等収集機を整備する場合に限る。 (3)集落営農法人を基本とする団体 ただし、事業内容2の(1)乗用管理機を整備する場合に限る。 (4)その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>3 888 推進タイプ この事業は、「稼げる水田農業」の実現に向け米・麦・大豆の安定生産を行うとともに、収益性の高い露地野菜等の導入・拡大に取り組む組織に対して、米・麦・大豆の低コスト・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稻直播用機械 (2) レーザーレベラー (3) 大豆コンバイン (4) 大豆不耕起播種機 (5) トラクターカルチ (6) 自動操舵システム (7) トラクター (8) 田植機 (9) 自脱型コンバイン (10) 農業用機械倉庫 (11) 乗用管理機 (12) 排水対策用機械 (13) 土づくり用機械 (14) 稲わら等収集機 (15) 逆転ロータリー (16) 農業用ドローン (17) その他低コスト・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1) 集落営農法人 (2) 集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施すること又は既に実施していること。 (3) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>4 中山間地域等担い手育成タイプ</p> <p>この事業は、中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稻直播用機械 (2) トラクター (3) 田植機 (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) その他中山間地域の生産体制の確立に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占め当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体（以下、「農業者の組織する団体」という。）</p> <p>(1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 農作業の受託及び共同化等を行う3戸以上の農業者の組織する団体（以下「任意団体」という。）</p> <p>(4) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 「効率的生産確立計画」について、別記2の基準に基づき策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。</p> <p>2 事業実施主体（広域の組織以外）が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。</p> <p>事業実施主体が広域の組織の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 本事業で整備する機械・施設の受益となる農用地は、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産省事務次官依命通知）第4の2に規定する対象農用地、又は傾斜地等により対象農用地に準ずると市町長が認める農用地。以下同じ。）又は農政企画課が実施する「未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱」（令和5年（2023年）3月28日付け農企第1563号通知）に採択された集落若しくは産地であること。</p> <p>ただし、前述の中山間地域等については、中山間地域等に接し、かつ、同一の農業者の組織する団体が中山間地域等と一体的に農作業を行っている農用地について、市町長が認める場合に限り、中山間地域等の面積未済まで、本事業で整備する機械・施設の受益面積に含めることができる。</p> <p>4 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める団体であること。</p>

	<p>うち農作業受託型 この事業は、中山間地域等における農作業の受託に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稻直播用機械 (2) トラクター (3) 田植機 (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) 農業用ドローン (7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p> <p>うち広域組織型 この事業は、中山間地域等における広域の組織が効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稻直播用機械 (2) トラクター (3) 田植機 (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) 農業用ドローン (7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>上記1に加え以下の要件を満たすこと。</p> <p>2 農作業受託組織 (定款等に農作業受託を行うことが明記されており、構成員以外の者から農作業受託又は耕地の借り入れを行う組織)</p> <p>上記1に加え以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>3 広域の組織</p> <p>① 原則、大字以上を範囲とすること。</p> <p>② 複数の組織や農業者が関与する組織であり、関与する者の耕作面積の合計が地区内農用地（水田に限る）の1/2を超えていること。</p> <p>③ 定款等に複数の組織や農業者間での農業機械の利用調整、複数の組織や農業者からの農作業受託調整などを行うことが明記されていること。</p> <p>④ 将来的に、地区内農用地の2/</p>	<p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。</p> <p>5 構成員以外の者から農作業を受託する面積又は借入耕地面積を拡大する計画であること。（本事業で整備する機械で行うものに限る。）</p> <p>6 本事業で整備する機械の受益となる農用地のうち、構成員以外の者からの農作業受託面積及び借入耕地面積の合計が、受益面積の概ね50%を超える計画であること。</p> <p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。</p> <p>7 広域の組織を設立後、4年度目以内であること。（設立した年度を1年度目とする。）</p>
--	---	--	--

		3以上の耕作面積について関与する目標を有する組織であること。	
--	--	--------------------------------	--

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業	<p>この事業は、新品種の導入や新規需要への対応など、消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりに必要な次の掲げる活動を行う事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新品種等の地域対応型マニュアル策定</li> <li>2 高付加価値型生産技術確立実証ほの設置（堆肥の導入含む）</li> <li>3 技術普及に関する研修会の開催</li> <li>4 農商工等関係者とのものづくり検討会の開催</li> <li>5 新品種等の実需者及び消費者の評価調査</li> <li>6 その他事業目的の達成に必要な活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業者の組織する団体</li> <li>2 農業協同組合</li> </ol>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。 また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</li> </ol>

## 別記 1

### さかの稼げる水田農業推進実施基準

#### 第 1 機械・施設の導入基準

- 1 本事業で導入する機械・施設は次の全てを満たすこととする。
  - (1) 国庫補助事業（ただし、融資主体型補助事業及び産地生産基盤パワーアップ事業を除く）の対象とならないものであること。
  - (2) 国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は、助成対象としない（交付金は除く）。
  - (3) 同規模、同能力への更新及び過去に補助事業で導入した機械・施設の更新ではないこと。
  - (4) 導入する機械・施設の受益面積が、過去に補助事業で導入した機械・施設の受益面積と重複しないこと。
  - (5) 機械 1 台当たりの事業費が、事業実施計画の承認時において、50 万円（税込）以上のものであること。
  - (6) 機械・施設の耐用年数が、5 年以上であること。
- 2 機械を導入する場合は、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」（以下「県農業機械導入計画」という。）で定める利用規模の目安等の基準を満たすこととする。

なお、「県農業機械導入計画」に利用規模の目安等の定めがない機械の導入及び同計画の下限等が事業実施主体の利用形態にそぐわない棚田等の場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な受益面積を記した「機械・施設規模決定計算書」を事業実施計画書に添付することとする。
- 3 機械の管理者及び作業従事者は、農業機械利用研修等を受講するなどして、高度な機械利用技術の習得に努めることとする。
- 4 施設を整備する場合は、本事業の目的に合致した適正な規模及び構造により整備を図ることとする。

また、施設の整備に当たり、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めによるところにより、当該許可等を得るものとする。
- 5 原則として、補助事業で導入する施設・機械等については保険等（施設においては国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする）、機械においては動産総合保険等の保険（盗難保険及び天災等に対する補償を必須とする））に確実に加入するものとし、当該施設・機械の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- 6 超省力・低コスト化タイプで集落営農法人がトラクター、田植機、自脱型コンバインを導入する場合は、プール計算実施前後の出荷伝票の写しや配分表等、新たにプール計算を実施したことがわかる資料を事業実施年度の翌々

年度までの実施状況報告時に提出すること。

また、超省力・低コスト化タイプ及び888推進タイプに集落営農組織が取り組む場合は、プール計算実施前後の出荷伝票の写しや配分表等、新たにプール計算を実施したことがわかる資料を事業実施年度の翌々年度までの実施状況報告時に提出すること、又は現在プール計算を実施していることがわかる資料を計画書に添付すること。

## 第2 補助対象機械・施設ごとの利用規模の下限面積等

### 1 超省力・低コスト化タイプ・888 推進タイプ

補助対象機械・施設	下限面積(ha)		留意事項	
	平坦	山麓・山間		
水稻直播用機械				
ショットガン直播機	11.5	8.0	・トラクター装着用打ち込み式代かき同時播種機	
乗用湛水直播機				
4条	—	2.0	・表面播種複合機又は土中播種複合機	
6条	11.0	—		
8条	14.5	—		
トラクターアタッチ乾田直播機				
4条	8.5	—	・逆転ロータリー専用表層散播機	
6条	9.5	—		
大豆不耕起播機	5.0			
レーザーレベラー	12.5	11.5		
トラクターカルチ	8.0		・トラクター牽引式で2連式のものとする。	
大豆コンバイン	13.0		・チョッパー及びスプレッターを含む。	
トラクター				
15～24ps	4.0	3.0	・ロータリーを含む。 (代掻き用ハローは対象外)	
25～34ps	7.0	6.0		
35～54ps	10.0	8.5		
55～84ps	14.5	12.5		
85ps 以上	17.5	—		
田植機				
乗用型 4～5条	5.5	5.0		
乗用型 6条	9.5	8.5		
乗用型 8条	12.0	11.0		
乗用型 10条以上	14.5	13.5		
自脱型コンバイン				
3条	水稻	7.0	5.5	
	麦	9.0	8.5	
4条	水稻	10.5	8.5	

	5 条	麦	13.5	12.5	
		水稻	15.0	13.0	
	麦	20.5	18.5		
	8 条	水稻	21.5	—	
		麦	32.0	—	
農業用機械倉庫		—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業機械の大きさ及び台数に見合った床面積及び高さとすること。</li> <li>・ オペレーター室を含む。</li> </ul>	
その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設		—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械・施設の導入の必要性を整理し、事業実施計画の承認申請と併せて、知事特認調書（別紙D）を提出すること。</li> </ul>	

1 表中の「—」は、県農業機械導入計画に利用規模の下限面積の設定がないものを表す（以下同じ）。

2 表中の「平坦」、「山麓・山間」は、県農業機械導入計画第2章第1項2の地域区分による（以下同じ）。

## 2 環境保全タイプ・888 推進タイプ

補助対象機械・施設	下限面積 (ha)		留意事項
	平坦	山麓・山間	
乗用管理機	7.5		・有効散布幅 11m 未満のもの
	12.5		・有効散布幅 11m 以上のもの
弾丸暗渠施工機	4.0	3.5	
駆動式ディスクプラウ	3.0		・4連
	4.0		・6連
ブラソイラー	6.0		
粗耕起作業機	6.0	—	・スタブルカルチ等
マニユアスプレッダ			
1 t 積載	4.0	3.5	
1.8 t 積載	8.5	6.5	
自走式 1 t 積載	4.5		
稲わら等収集機			
レーキ	4.5	2.5	・下限面積はサイドレーキ(3ロール)のもの
ロールベアラー	7.0	6.5	・下限面積はトラクターアタッチで作業幅 1.7m のもの
ヘイベアラー	4.0	3.0	・下限面積はタイトベアラーで作業幅 1.6m のもの
逆転ロータリー	5.5	—	
その他高品質・安定生産の推進当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	—		・機械・施設の導入の必要性を整理し、事業実施計画の承認申請と併せて、知事特認調書(別紙D)を提出すること。

## 3 888 推進タイプ

補助対象機械・施設	下限面積 (ha)		留意事項
	平坦	山麓・山間	
農業用ドローン	23.5	山麓 20.0 山間 15.0	

#### 4 中山間地域等担い手育成タイプ

補助対象機械・施設	下限面積(ha)		留意事項
	山麓・山間		
水稻直播用機械			1 超省力・低コスト化タイプの水稲直播用機械の欄を参照
トラクター			
15～24ps	3.0		・ロータリーを含む。 (代掻き用ハローは対象外)
25～34ps	6.0		
35～54ps	8.5		
田植機			
乗用型4～5条	5.0		
乗用型6条	8.5		
自脱型コンバイン			
3条	水稻	5.5	
	麦	8.5	
4条	水稻	8.5	
	麦	12.5	
5条以上	水稻	13.0	
	麦	18.5	
畦塗機	5.5		
農業用ドローン	山麓 20.0 山間 15.0		
その他中山間地域の生産体制の確立及び、農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	—	—	・機械・施設の導入の必要性を整理し、事業実施計画の承認申請と併せて、知事特認調書（別紙D）を提出すること。

## 別記2

### 「効率的生産確立計画」策定基準

#### 第1 「効率的生産確立計画」の策定の考え方

- 1 「効率的生産確立計画」は、集落営農法人や機械利用組合など水田農業の担い手が、自らの経営の体質強化を図るため、革新技術の導入や高品質・安定生産の推進など効率的生産等に関する目標を定めたものとする。
- 2 本事業では、「効率的生産確立計画」の目標達成に必要な機械・施設の整備に対し補助するものとする。
- 3 「効率的生産確立計画」における現状は事業実施年度の前年度、目標は現状の3年後とする。ただし、ブロック・ローテーション等の理由により現状の3年後を目標として設定することが難しい場合には、目標を現状の4年後とすることができるものとする。
- 4 事業実施主体は、「効率的生産確立計画」の策定に当たり、必要に応じ、所轄農林事務所地域農業振興センター(杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター)の指導・助言を受けることができるものとする。

#### 第2 タイプ及び機械・施設ごとの計画策定必須項目

「効率的生産確立計画」において必ず目標を定めることが必要な別表1の事業内容に規定するタイプ及び機械・施設ごとの項目は下表の項目とする。

タイプ及び機械・施設		計画策定必須項目
1 超省力・低コスト化タイプ	(1) 水稻直播用機械 (2) レーザーレベラー (4) 大豆不耕起播種機 (6) 自動操舵システム	革新技術導入計画 及び品種毎作付け団地化計画
	(3) 大豆コンバイン (5) トラクターカルチ (7) トラクター (8) 田植機 (9) 自脱型コンバイン (10) 農業用機械倉庫 (11) 知事特認機械・施設	農業用機械整理合理化計画 及び品種毎作付け団地化計画
2 環境保全タイプ	(1) 乗用管理機 (2) 排水対策用機械 (3) 土づくり用機械 (5) 逆転ロータリー (6) 知事特認機械・施設	高品質・安定生産計画 及び品種毎作付け団地化計画
	(4) 稲わら等収集機	稲わら等収集計画

タイプ及び機械・施設	計画策定必須項目	
3 888 推進タイプ	(1) 水稲直播用機械 (2) レーザーレベラー (4) 大豆不耕起播種機 (6) 自動操舵システム	露地野菜等導入計画 及び革新技術導入計画
	(3) 大豆コンバイン (5) トラクターカルチ (7) トラクター (8) 田植機 (9) 自脱型コンバイン (10) 農業用機械倉庫 (16) 農業用ドローン (17) 知事特認機械・施設	露地野菜等導入計画 及び農業用機械整理合理化計画
	(11) 乗用管理機 (12) 排水対策用機械 (13) 土づくり用機械 (15) 逆転ロータリー	露地野菜等導入計画 及び高品質・安定生産計画
	(14) 稲わら等収集機	露地野菜等導入計画 及び稲わら等収集計画
4 中山間地域等担い手育成タイプ	(1) 水稲直播用機械	革新技術導入計画 (農作業受託型の場合は、上記に加え農作業受託・耕地借入取組計画)
	(2) トラクター (3) 田植機 (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) 農業用ドローン (7) 知事特認機械・施設	農業用機械整理合理化計画 (農作業受託型の場合は、上記に加え農作業受託・耕地借入取組計画)

### 第3 計画策定必須項目ごとの目標設定基準

#### 1 計画策定必須項目の目標を設定する場合は、下表の基準を満たすこととする。

計画策定必須項目	目標設定基準
革新技術導入計画	・革新技術導入面積を現状より拡大させること。
農業用機械整理合理化計画	・合理化を図ろうとする農業用機械（集落営農法人及び農業者の組織する団体の場合は構成員が保有する農業用機械を含む）の台数を、事業実施主体の経営面積に応じた適正な台数とすること。
高品質・安定生産計画	・対象品目の品質（一等比率等）又は収量を、現状より向上させること。
品種毎作付け団地化計画	・対象品目の団地面積の割合を現状より拡大させること。ただし、既に団地面積が、その作付面積の80%以上となっている場合は、現状の団地面積以上を維持すること。
稲わら等収集計画	・稲わら又は麦わらを収集する面積を現状より拡大させること。
露地野菜等導入計画	・組織として露地野菜等を新たに導入すること。又は組織の露地野菜等の栽培面積を現状より拡大させること。
農作業受託・耕地借入取組計画	・構成員以外の者から農作業を受託する農用地又は借入耕地面積の面積を拡大させること。（本事業で整備する機械で行うものに限る。） ・本事業で整備する機械の受益となる農用地のうち、構成員以外の者から農作業を受託する農用地の面積及び借入耕地面積を、受益面積の概ね50%以上まで拡大させること。

#### 2 計画策定必須項目の「品種毎作付けの団地化計画」における団地とは、事業実施主体が耕作する農用地であって、その面積が1ヘクタール以上のまとまりを構成している農用地のこととする。

なお、2つ以上の農用地で団地を構成する場合は、一連の作業の継続に支障がなく、かつ、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続しているもの
- (4) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

様式第1号

年 月 日

市町長 様

【佐賀県知事 様】

住所  
組織名  
氏名

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業実施計画の  
(変更)承認申請について

さかの稼げる水田農業推進事業実施要領（令和5年3月31日付け園農第2811号）第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

実施事業名	
<input type="checkbox"/>	1 低コスト・高品質化条件整備事業
	（1）超省力・低コスト化タイプ
	（2）環境保全タイプ
	（3）888 推進タイプ
	（4）中山間地域等担い手育成タイプ
	（4）のうち、農作業受託型
	（4）のうち、広域組織型
<input type="checkbox"/>	2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業

※実施する事業名に「○」を付けること

(変更の理由)

- (注1) 関係書類として、実施する事業の実施計画書（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙A-1、売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙A-2）を添付すること。
- (注2) 事業計画の承認申請を行う場合は、(変更)及び(変更の理由)を消去すること。
- (注3) 事業計画の変更申請を行う場合は、(変更)の( )を消去し、変更の理由を記入すること。
- (注4) 【佐賀県知事 様】は、複数の市町を活動範囲とする団体の場合で、知事に直接、実施計画の承認申請を行う場合のみ記入する。
- (注5) 地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等以外の場合には、別紙Fの誓約書を添付すること。

様式第2号

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業実施計画（〇〇〇分）  
の（変更）承認申請について

さかの稼げる水田農業推進事業実施要領（令和5年3月31日付け園農第2811号）  
第4の2に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

- （注1）（〇〇〇分）には、「低コスト・高品質化条件整備事業」、「売れる米・麦・大豆づくり推進事業」いずれか又は双方を記入すること。
- （注2）関係書類として、
- ・事業実施計画総括表
  - ・事業実施計画書（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙A-1、  
売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙A-2）
  - ・別紙F（誓約書）
- を添付すること。
- （注3）事業計画の承認申請を行う場合は、（変更）及び（変更の理由）を消去すること。
- （注4）事業計画の変更申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること。

【低コスト・高品質化条件整備事業の場合の様式】

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業（低コスト・高品質化条件整備事業）実施計画総括表

タイプ名	事業実施主体名 (代表者名)	導入機械・施設 の受益面積		事業内容	能力等	事業量	事業費	標準事業費	補助 率	補助事業に要 する経費 (A) + (B) 又は (A) + (C)	負担区分			担い手 の有無	備考
		作物名	面積								県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)		
			ha				円	円		円	円	円			
1 事業実施主体で1つの機械・施設を導入する場合															
事業実施主体計															
うち消費税額															
							(うち消費税額)								
1 事業実施主体で複数の機械・施設を導入する場合															
							(うち消費税額)								
事業実施主体計															
うち消費税額															
合計															

- (注1) 「タイプ名」の欄には、「超省力・低コスト化タイプ」、「環境保全タイプ」、「888 推進タイプ」、「中山間地域等担い手育成タイプ」のいずれかを記入すること。
- (注2) 「事業内容」の欄には、機械・施設名を記入すること。
- (注3) 「負担区分」の欄には、機械・施設ごとに記入すること。
- (注4) 「標準事業費」の欄には、「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合にのみ記入すること。
- (注5) 「補助率」の欄は、事業内容が「さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱」の別表1の「補助率」欄に定める「間接補助事業費の1/3以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の1/2以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。
- (注6) 「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) + (C) を記入すること。
- (注7) 「担い手の有無」の欄には、市町長が水田農業の担い手と認める場合に○を記入すること。
- (注8) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

【売れる米・麦・大豆づくり推進事業の場合の様式】

令和 年度さがの稼げる水田農業推進事業（売れる米・麦・大豆づくり推進事業）実施計画総括表

事業実施主体名 (代表者名)	対象作物名等			事業内容	事業費	補助事業に 要する経費 (A) + (B) 又は (A) + (C)	負担区分			備 考
	作物名	品種名	目標面積				県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
			ha		円	円	円	円	円	
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
合計										

(注1) 「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) + (C) を記入すること。

(注2) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

(別紙A-1)

令和 年度 さがの稼げる水田農業推進事業  
【低コスト・高品質化条件整備事業】  
実施(変更)計画書

計画書作成担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

	1 超省力・低コスト化タイプ
	2 環境保全タイプ
	3 888 推進タイプ
	4 中山間地域等担い手育成タイプ
	4のうち、農作業受託型
	4のうち、広域組織型

市町名	地域区分	事業実施主体名 (作業班名) (代表者名)	区分	構成 農家数	オペレ ーター 数	経営耕地 面積	作付面積			
							水稻	麦類	大豆	計
	平坦・ 中山間		現状 ( 年度)	戸	人	ha	ha	ha	ha	ha
			目標 ( 年度)							

(注1) 標題のかつこ内は、必要に応じて記載すること(以下の様式においても同じ)。

(注2) 原則、現状=事業実施年度の前年度、目標=現状の3年後とする(以下同じ)

(注3) 電話番号は、事業実施主体の計画作成担当者とすぐに連絡の取れる番号を記載すること。なお、この様式に記載された個人情報は、本事業に関する事務の目的を達成するためにのみ使用するものとする。

1 事業の目的（変更の理由）

2 事業計画

機械・施設名	規格能力	事業量	受益(利用)面積			事業費	標準事業費	補助率	負担区分			着工予定年月	担保	備考
			水稻	麦	大豆				県費補助金	市町費	その他			
			ha	ha	ha	円	円		円	円	円			
			うち中山間地域等面積											
計														
消費税額														
合計														

(注1) 事業計画の変更承認申請の場合は、事業計画以降は変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。

(注2) 「機械・施設名」の欄は別表1の事業内容を参照して記入すること。

(注3) 「機械・施設名」ごとに各欄を記入すること。

(注4) 「うち中山間地域等面積」欄には、中山間地域等担い手育成タイプに取り組む場合において、「さかの稼げる水田農業推進事業実施要領」の別表1に定める「中山間地域等」に該当する面積を記入すること。

(注5) 「標準事業費」の欄には、「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合にのみ記入すること。

(注6) 「補助率」の欄には、事業内容が「さかの稼げる水田農業推進事業交付要綱」の別表「補助率」に定める「間接補助事業費の1/3以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の1/2以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

(注7) 「担保」の欄には、補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に、融資を受けようとする金融機関名、融資名、金額、償還年数を記入すること。

(注8) 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額＝（消費税額×実質補助率〔県費補助金/消費税抜き額：端数処理は行わない〕）小数点以下切り捨て

### 3 効率的生産確立計画

項目名	内容	現状（年度）	目標（年度）	増減	目標達成に向けた具体的取組

(注1) 項目名は、「革新技術導入計画」、「農業用機械整理合理化計画」、「高品質・安定生産計画」、「品種毎作付け団地化計画」、「稲わら等収集計画」、「露地野菜導入計画」、「農作業受託・耕地借入取組計画」のいずれかを記載すること。

(注2) 必要に応じ様式を修正し、計画の内容が明確に分かるように記載すること。

#### 4 稲わら及び麦わらの有効活用計画

##### (1) 集落営農法人や農業者の組織する団体等が事業を実施する場合

	処理方法	現状( 年度)	目標( 年度)	有効利用するための具体的活動計画
稲わら	すき込み	%	%	
	園芸用途	%	%	
	畜産用途	%	%	
	焼却	%	%	
	その他( )	%	%	
麦わら	すき込み	%	%	
	園芸用途	%	%	
	畜産用途	%	%	
	焼却	%	%	
	その他( )	%	%	

##### (2) 農業協同組合や広域の組織が事業を実施する場合

稲わら麦わらの有効利用に向けた具体的な取組計画	
-------------------------	--

5 過去に実施した補助事業との調整結果

今回実施する事業の受益面積				既実施補助事業の受益面積							受 益 面積計 A+B
機械・施設名 (能力等)	事業 量	作物名	受益面積 A	導 入 年 度	事業名	事業実施 主体名	機械・施設名 (能力等)	事業 量	作物名	受益面積 B	
調整結果											

(注1) 「既実施補助事業」には、当計画の事業実施主体と名称は異なるが構成員等実態を同じとする組織が実施した事業を含む。

(注2) 受益面積に、組織外からの受託面積を含む場合には、受託する農地が過去に実施した補助事業の受益面積と重複しないこと。

6 農業用機械倉庫の用地確保状況等（農業用機械倉庫を整備する場合のみ記入）

建築予定場所 (市町 大字 番地)	建設予定地の 所有者	地 目	農地法上の 手続き	建築確認 手続き	備 考
			届出済 届出予定 ( 年 月 ) 不要	要 不要	

(注) 1 「農地法上の手続き」及び「建築確認手続き」の欄には、該当する部分に○を付けることとし、今後農地法上の手続きを実施する場合は、届出予定時期を記入すること。

7 添付資料（事業実施主体、事業タイプ及び整備する機械・施設で異なる。なお、下線は共通して必要な資料）

(1) 集落営農法人を基本とする団体又は農業者の組織する団体の規約又は定款

(2) 構成農家経営内容等一覧（別紙B：集落営農法人及び認定農業者は除く）

(3) 施設・機械の導入を議決した総会等の資料及び議事録（関係箇所の抜粋とする）

集落営農法人がトラクター、田植機、自脱型コンバインを導入する場合には、新たにプール計算に取り組むことを議決した総会等の資料及び議事録、プール計算に関する誓約書（別紙G）

集落営農組織が超省力・低コスト化タイプ及び888推進タイプに取り組む場合には、新たにプール計算に取り組むことを議決した総会等の資料及び議事録、プール計算に関する誓約書（別紙G）又は現在プール計算を実施していることがわかる資料

(4) 事業費が明らかとなるもの（見積書等 ※特に知事が求める場合を除き1者で可）

(5) 機械・施設の構造、能力等が明らかとなるもの（カタログ、設計図、図面等）

(6) 機械・施設規模決定計算書（佐賀県特定高性能農業機械導入計画に利用規模の目安等の定めがない機械・施設等に限る。）

(7) 機械・施設の管理、運営規程（案でも可、認定農業者の場合は不要）

(8) 事業実施位置図（10,000～25,000分の1程度のもの）、機械・施設の受益範囲、保管場所又は設置場所を記入すること。

(9) 農業共済・動産保険等への加入に関する誓約書（別紙C）（60万円未満の農業機械については、不要）

(10) 知事特認機械・施設調書（別紙D）

(11) その他必要な資料

(別紙A-2)

令和 年度 さがの稼げる水田農業推進事業  
【売れる米・麦・大豆づくり推進事業】  
実施(変更)計画書

計画書作成担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

市町名	事業実施主体名 (代表者名)	構成 農家数	事業対象作物名	品種名	区分	面積
			水稻・麦・大豆		現状( 年度)	ha
					目標( 年度)	

(注1) 「構成農家数」の欄は、事業実施主体が農業者の組織する団体の場合のみ記入すること。

(注2) 現状＝事業実施年度の前年度、目標＝現状の3年後とする(以下同じ)

(注3) 電話番号は、計画作成担当者とすぐに連絡の取れる番号を記載すること。なお、この様式に記載された個人情報は、本事業に関する事務の目的を達成するためにのみ使用するものとする。

1 事業の目的(変更の理由)

## 2 事業計画総括表

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		県費補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
1 新品種等の地域対応型マニュアルの策定					
2 高付加価値型生産技術確立等実証ほの設置					
3 技術普及に関する研修会の開催					
4 農商工等関係者とのものづくり検討会の開催					
5 新品種等の実需者及び消費者の評価調査					
6 その他 ( )					
計					
うち消費税額					

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額＝(消費税額×実質補助率〔県費補助金/消費税抜き額：端数処理は行わない〕) 小数点以下切り捨て

(注2) 事業計画の変更承認申請の場合は、事業計画以降は変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を( )書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。

### 3 個別事業計画

#### (1) 新品種等の地域対応型マニュアルの策定

作物名・新品種名	マニュアルの主な内容	配布先	作成部数

#### (2) 高付加価値型生産技術確立等実証ほの設置

実証の内容	作物・品種名	実証圃の概要	
		設置場所	面積
		計 箇所	計 a

(注)「設置場所」の欄には、実証ほを設置する場所の大字名までを記入する。

#### (3) 技術普及に関する研修会の開催

開催時期	研修会の内容	参集範囲	参集者数

(4) 農商工等関係者とのものづくり検討会の開催

開催時期	検討会の内容	参集範囲	参集者数

(5) 新品種等の実需者及び消費者の評価調査

作物名・新品種名	評価調査実施時期	調査方法	調査対象者数

(6) その他

実施時期	内 容	備 考

#### 4 稲わら及び麦わらの有効活用計画

##### (1) 農業者の組織する団体の場合

	処理方法	現状( 年度)	目標( 年度)	有効利用するための具体的活動計画
稲わら	すき込み	%	%	
	園芸用途	%	%	
	畜産用途	%	%	
	焼却	%	%	
	その他( )	%	%	
麦わら	すき込み	%	%	
	園芸用途	%	%	
	畜産用途	%	%	
	焼却	%	%	
	その他( )	%	%	

##### (2) 農業協同組合の場合

稲わら麦わらの有効利用に向けた具体的な取組計画	
-------------------------	--

#### 5 添付資料

- (1) 農業者の組織する団体の規約又は定款
- (2) 構成農家経営内容等一覧(別紙B)
- (3) その他必要な資料

(別紙B)

構成農家等経営内容等一覧

事業主体名

農家氏名等		区分	経営耕地 面積 (ha)	作付面積 (ha)			
				水稲	麦	大豆	計
1		現状					
		目標					
2		現状					
		目標					
3		現状					
		目標					
計		現状					
		目標					

(注1) 農家数に応じて欄は追加させること。

(注2) 「農家氏名等」の欄は、構成農家氏名又は集落営農法人名を記入し、農家又は組織について記入すること。

(別紙C)

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様  
(市町長経由)

住所  
事業実施主体名  
代表者 (※2)

### 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

私は、令和〇年度さかの稼げる水田農業推進事業で導入した農業機械等の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入することを誓約します。

#### 記

- 1 農業機械等の概要
  - (1) 補助事業名及び実施年度
  - (2) 農業機械等の保管場所の所在地
  - (3) 農業機械等の機械名、型式名
  
- 2 加入を予定している共済又は保険等の概要
  - (1) 共済又は保険等名
  - (2) 加入時期

※1 (1) には共済等の名称と併せて種類(例:農機具共済(火災共済、損害共済)、建物火災共済、建物総合共済、建物更生共済のうち家財保証 等)を記載すること。

※2 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

(別紙D)

知事特認機械・施設調書

事業タイプ名	
革新技術名	
機械・施設名	
革新技術又は機械・施設の導入の必要性及び効果	
革新技術又は機械・施設の導入に関する農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）等の意見	(機関名： )

- (注1) 「革新技術名」の欄は、「超省力・低コスト化タイプ」のみ記入すること。
- (注2) 革新技術の導入の効果については、試験栽培の結果など具体的な数値を提示すること。
- (注3) 「革新技術又は機械・施設の導入に関する農林事務所地域農業振興センター等の意見」の欄は、当該市町において、新たな取組として革新技術や機械・施設を導入する場合に記入すること。この場合、試験研究成果や他地区における導入事例等を踏まえて記入すること。

様式第3号

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業の補助金交付  
決定前着工届

さかの稼げる水田農業推進事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を  
了承の上、補助金決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着工する事業実施主体については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(注) 別添を添付すること。

別添

事業種目 (タイプ名)	事業実施 主体名	導入機械・ 施設名	能力 規格	事業量	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	補助金交付 決定前着工の理由
					円			

佐賀県知事 様  
(市町長 経由 )

組織名  
氏名

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業における  
見積合わせ等について (結果報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業種目名 (タイプ名)

2 見積合わせの結果概要

低コスト・高品質化 条件整備事業	機械・施設名		
	能力・規格		
	事業量		
売れる米・麦・大豆づ くり推進事業	事業内容		
	事業量		
見積合わせ等実施方法 (実施した方法に□にレを記入)	<input type="checkbox"/> 見積もり合わせ ( 者) <input type="checkbox"/> 入札 ( 者)		
見積合わせ等の結果 (税込)	事業社名	価格	決定

(注1) 機械・施設及び事業内容が複数種類ある場合は、「2 見積合わせの結果概要」について、その機械・施設ごと作成すること。

(注2) 「見積合わせ等の結果」の「決定」の欄は、購入を決定した事業者名の欄に「○」を記入すること。

3 添付資料

見積書等の写し

様式第5号

年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

〔 組織名  
氏名 〕

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業実施状況報告書

さかの稼げる水田農業推進事業実施要領(令和5年3月31日付け園農第2811号)第8に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり

(注1) 関係書類として、以下の資料を添付すること。

- ・実施状況報告総括表(別紙)
- ・各事業実施主体から提出された実施状況報告書
- ・目標年度分の報告時には、事業で整備した機械・施設の写真(事業実施年度、事業名及び処分制限期間が分かるもの、既に目標を達成し報告不要となった事業実施主体の分も含む。)

(注2) 複数の市町を活動範囲とする団体の場合で、知事に直接、実施状況報告書の提出を行う場合もこの様式を使用する。

なお、その際は別紙総括表の添付の必要はない。

(別紙)

さかの稼げる水田農業推進事業実施状況報告総括表

市町名	報告年度

市町整理 番 号	事業実施 年 度	事業種目 (タイプ名)	事業実施主体名	改善策 の有無	改善項目	市町の指導方針

(注1) 「市町整理番号」の欄は、実施状況報告書に市町が記載した番号を転記すること。

(注2) 「改善策の有無」の欄は、実施状況報告書に「改善策」が記入されている場合「○」を記入すること。

(注3) 「改善項目」の欄は、「改善策」が記入されている項目を記載すること。((例) 革新技術導入計画、稲わら及び麦わらの有効活用等)

(別紙E-1: 低コスト・高品質化条件整備事業)

市町整理番号	
--------	--

※市町で記入

令和 年度 さがの稼げる水田農業推進事業  
【低コスト・高品質化条件整備事業】  
実施状況報告書

	1 超省力・低コスト化タイプ
	2 環境保全タイプ
	3 888 推進タイプ
	4 中山間地域等担い手育成タイプ
	4のうち、農作業受託型
	4のうち、広域組織型

市町名	事業実施主体名 (作業班名) (代表者名)	事業実施年度	目標年度	報告年度(年目)

(注1) 報告年度は、書類を提出する年度を記載すること。

事業内容 (機械・施設名)	事業量	総事業費(円)	加入している 共済又は保険等名
計			

(注 2) 事業内容、事業量及び総事業費は、補助金実績報告書から転記すること。

## 1 経営概況の状況

区 分	構 成 農家数	経営耕地 面積	作付面積			
			水稲	麦類	大豆	計
事業実施前 ( 年度)	戸	ha	ha	ha	ha	ha
目 標 ( 年度)						
現 状 ( 年度) ( 年目)						

(注1) 事業実施前(事業実施計画書の「現状」)及び目標は、事業実施計画書から転記すること。

(注2) 「( 年目)」には、1年目(事業実施年度)、2年目、3年目(目標年度)のいずれかを記入すること。

## 2 効率的生産確立計画の実施状況

項目名	内 容	目 標 ( 年度)	実施状況			改善策 (目標に対し実績が大幅に下回っている場合記入。 ただし、目標年度においては、実績が目標に達して いない場合は必ず記入。)
			1年目 (事業実施年 度)	2年目	3年目 (目標年度)	

(注1) 目標は事業実施計画書から転記すること。

(注2) 必要に応じ様式を修正し、実施状況が明確に分かるように記載すること。

### 3 稲わら及び麦わらの有効活用状況

#### (1) 集落営農法人や農業者の組織する団体等が事業を実施する場合

	処理方法	利用計画	有効活用状況			改善策 (焼却がある場合のみ記入)
			1年目 (事業実施 年度)	2年目	3年目 (目標年度)	
稲わら	すき込み	%	%	%	%	
	園芸用途	%	%	%	%	
	畜産用途	%	%	%	%	
	焼却	%	%	%	%	
	その他( )	%	%	%	%	
麦わら	すき込み	%	%	%	%	
	園芸用途	%	%	%	%	
	畜産用途	%	%	%	%	
	焼却	%	%	%	%	
	その他( )	%	%	%	%	

(注1) 利用計画は、事業実施計画書から転記すること。

#### (2) 農業協同組合や広域の組織が事業を実施する場合

稲わら麦わらの有効利用に向けた具体的な取組実績	
-------------------------	--

#### 4 整備した機械・施設の利用状況

事業内容 (機械・施設名)	事業量	利用計画		機械・施設の利用実績						改善策 (利用率が70%未満の場合のみ記入)
		作物等名	利用計画面積 A	1年目 (事業実施年度)		2年目		3年目 (目標年度)		
				利用実績 B	利用率 B/A	利用実績 C	利用率 C/A	利用実績 D	利用率 D/A	
			ha	ha	%	ha	%	ha	%	

※ 本事業で整備した機械で同一の圃場を複数回作業した場合でも、利用実績には重複して記載しないこと。

#### 5 添付資料

- (1) 業者に事業費の支払いを行った期日が確認できる通帳の写し等（初回の実施状況報告の場合のみ）
- (2) 新たにプール計算を実施するとして事業を実施した場合には、プール計算を実施したことがわかる資料
- (3) 国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し

(別紙E-2: 売れる米・麦・大豆づくり推進事業)

市町整理番号	
--------	--

※市町で記入

令和 年度 さがの稼げる水田農業推進事業  
【売れる米・麦・大豆づくり推進事業】  
実施状況報告書

市町名	事業実施主体名 (代表者名)	事業実施年度	目標年度	報告年度(年目)

(注) 報告年度は、書類を提出する年度を記載すること。

1 事業対象品種の作付面積の状況

事業対象作物名	品種名	目標	作付実績			改善策 (目標に対し実績が大幅に下回っている場合記入。 ただし、目標年度においては、実績が目標に達して いない場合は必ず記入。)
			1年目 (事業実施年 度)	2年目	3年目 (目標年度)	
水稻 麦 大豆		ha	ha	ha	ha	

(注) 目標は、事業実施計画書から転記すること。

## 2 事業の効果及び改善策

	事業の効果	課題	改善策
1年目 (事業実施年度)			
2年目			
3年目 (目標年度)			

### 3 稲わら及び麦わらの有効活用状況

#### (1) 集落営農法人や農業者の組織する団体等が事業を実施する場合

	処理方法	利用計画	有効活用状況			改善策 (焼却がある場合のみ記入)
			1年目 (事業実施 年度)	2年目	3年目 (目標年度)	
稲わら	すき込み	%	%	%	%	
	園芸用途	%	%	%	%	
	畜産用途	%	%	%	%	
	焼却	%	%	%	%	
	その他( )	%	%	%	%	
麦わら	すき込み	%	%	%	%	
	園芸用途	%	%	%	%	
	畜産用途	%	%	%	%	
	焼却	%	%	%	%	
	その他( )	%	%	%	%	

(注) 利用計画は、事業実施計画書から転記すること。

#### (2) 農業協同組合が事業を実施する場合

稲わら麦わらの有効活用に向けた具体的な取組実績	
-------------------------	--

### 4 添付資料

業者に事業費の支払いを行った期日が確認できる通帳の写し等（初回の実施状況報告の場合のみ）

(別紙F)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

役職・氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 (明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、さがの稼げる水田農業推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(注1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

(注2) 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙G)

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様  
(市町長経由)

住所  
事業実施主体名  
代表者(※1)

### プール計算に関する誓約書

私は、令和〇年度さかの稼げる水田農業推進事業の計画承認申請をするに当たり、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までにプール計算を実施することを誓約します。  
なお、虚偽が判明した場合は補助金を全額返還します。

### 記

- 1 導入する機械・施設の内容
  - (1) 作物名
  - (2) 農業機械等の機械名、施設名
  
- 2 プール計算実施予定年度

※1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。